

共産党要望項目一覧

平成26年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【憲法・平和・安全保障】	
1 秘密保護法の年内施行に反対すること。	特定秘密保護法附則第1条において「公布の日（平成25年12月13日）から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日」から施行するとされていることを受け、政令により施行日を「平成26年12月6日」と定められたものであり、反対することは考えていない。
2 日本を海外で戦争する国にしないよう、集団的自衛権行使の法制化、日米ガイドラインの改定に反対すること。	集団的自衛権行使に関する法改正や日米ガイドラインの改定など防衛に関することは国の専権事項であり、国政の場において十分に議論し、責任を持って判断すべきものである。
【くらし・経済】	
1 地域経済、県民のくらしをこわす消費税率10%引き上げに反対すること。	地方における景気動向実態を良く点検・把握し、地方の意見を踏まえて消費増税の導入判断を行うよう、本年7月に国に対し要望を行った。 今後とも、鳥取県企業経営者見通し調査などの統計調査や、地元金融機関・商工団体などの民間機関による調査・情報、消費者物価指数などを参考に、本県における消費増税の影響も踏まえながら、必要に応じて、国に要望する。
2 さらに年金引下げ、マクロ経済スライドを実施しないよう政府に求めること。	年金の制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものと考えており、国に要望することは考えていない。
3 大企業の法人税率引き下げ、赤字の中小企業から新たに徴収することになる外形標準課税の拡大に反対すること。	法人実効税率引き下げを含む法人税改革は、日本の立地競争力の強化と企業の国際競争力強化の観点から実施されるものであり、企業の成長力は国内の雇用確保や賃金に直接繋がることから、改革の目的について異論は無い。ただし、交付税原資分を含めると約6割が地方の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念されるため、地方の歳入に影響を与えないよう外形標準課税の拡大や政策減税の抜本的な見直しによる課税ベースの拡大などの代替措置により、必要な地方財源の確保について併せて検討することを全国知事会等を通じて国へ要請している。 なお、外形標準課税の拡大については、このたびの改革の目的である国際競争力の強化は主として大企業に関係することから、まずは大企業に対する外形標準課税の拡大を優先して検討すべきであり、地域経済や雇用を支える中小企業への対象拡大については慎重に検討するよう国へ要請している。
4 漁船の燃油直接補てんをすること。	漁船の燃油に対する直接補填としては国のセーフティネットがあり、県としても機会を捉えて加入促進を働きかけているところであり、県としての直接補填は考えていない。
5 米価暴落対策	
稲作農家は10月から12月にかけて、種もみや肥料など資材、機械の賃料、共済の掛け金、土地改良区への支払いが追ってくる。米価下落で最も打撃を受ける	本年10月16日に国に対して、国主導による過剰米の市場からの隔離、国の責務による米の需給調整等を要望した。 なお、米の直接支払交付金などの制度の復活を国に求めることは考えていない。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>のは政府の政策に沿って大型化した生産者や法人である。今回の暴落は政府が予知しながら市場任せにしていた結果であり、政府の責任は大である。鳥取県は国にコメの需給調整の責任をもつよう強く求めることだけでなく、</p> <p>①民間に流通するコメの一部を政府が買い入れること ②5年以上経過した超古米の備蓄米40万トンを飼料米とし、買い入れたコメを備蓄すること ③半減したコメ直接交付金を元に戻し、4年後廃止の撤回すること、など国に求めること。 ④県として米価・物財費の直接補てんをすること。</p>	<p>また、米価や物財費の直接補てんについては、県として実施することは考えていない。</p>
<p>【雇用・賃金・仕事おこし】</p>	
<p>1 労働者派遣法改悪案が衆議院で審議入りしたが、改悪案はこれまで「専門26業種」と指定してきた期限のない派遣の業種区分の撤廃や、延長しても3年が上限だった派遣期間制限をなくすというものである。改悪は労働者全体にかかわる大問題で正社員や常用雇用から派遣への置き換えが大規模に進む恐れがある。正社員化の道を閉ざし「正社員ゼロ・生涯ハケン」を押し付ける改悪に反対すること。</p>	<p>現在国において議論が行われているところであるが、非正規雇用の拡大につながることはないよう、国の今後の対応を注視する。</p>
<p>2 雇用にかかわる相談を受けると、契約書がなかったり、「有給休暇はない」など明確に労基法違反の労働契約書が存在する。労働基準監督署・労働局が抜き打ちで事業所をチェックするなど実態をつかみ指導するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令についての調査、指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝え、必要に応じて労働局に協力する。</p>
<p>【原発】</p>	
<p>1 知事が中国電力に直接出向いて、財政負担を検討するよう申し入れされた。10月21日の定例記者会見では「いずれ再稼働の可否について国が判断をすとか、あるいは地域がそれにたいして意見を言うことができると思うが、当然再稼働の前提となる要素だ」「再稼働の判断自体は地域として行うものだが、判断するうえで、(知事の)心の中では影響を与えるものだ」と答えている。金を出せば再稼働を認める一つの要素だ</p>	<p>稼働していなくても現に原子力発電所や核燃料が存在することにより、周辺自治体で防災対策が必要となっていることから中国電力に申入れを行ったものであり、再稼働は安全を第一義として周辺の意見も踏まえ判断されるべきものという立場は何ら変わらない。中国電力に求めている財政負担は、現行制度上周辺地域の安全対策の財源が措置されていない欠陥の打開を求めるもので、再稼働判断に直結する問題ではない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
と公言したことは、再稼働に対する公平公正な世論形成に影響を及ぼしかねず、看過できない。発言を撤回すること。	
2 中国電力は2015年に関西電力が実施する火力発電所の入札に参加する方向である。中国電力は管内の電力需要が伸び悩んでおり、収益強化のため浜田市三隅火力発電所に100万キロワットの第2火力発電所を建設して関西電力に売電するという計画だが、電力が余っているのなら危険な原発を動かす理由もない。島根原発1、2号機の廃炉、3号機の稼働中止をもとめること。	関西電力が実施する火力発電所の入札について、中国電力による応札の報道も承知しているが、現在入札受付中の段階である。今後必要に応じて中国電力から事情も確認する。
3 島根県、松江市は2号機のプルサーマル計画についてともに了承している。3.11以降に中国電力はプルサーマル計画を中止していない。再稼働についても当然プルサーマル計画は前提となっているが、そのことについて鳥取県民には説明のないまま新規規制基準の審査がされているのは問題である。伝えられていないのは立地県並みになっていないからではないか。せめて立地県並みの扱いや説明をもとめるべきである。	原子力発電所の再稼働判断については住民の安全が第一である。 現在島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準の適合性確認審査が行われており、安全協定に基づく中国電力からの事前報告に対する回答（平成25年12月17日）やその後の国要望等において、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること、その内容や審査結果について鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと等を中国電力や国に求めている。 中国電力からは、立地自治体と同様に対応していくことを確認しているところであり、引き続き適切な対応を求めていく。
【女性の活躍】	
男女の賃金格差は、欧米の8割～9割に比べ日本は約5割と低く、出産・子育て期の女性の就労も欧米の8割に比べ日本は4割と、遅れている。	
1 男女機会均等法に「すべての間接差別の禁止」の明記を求めること。	労働関係法令の改正については、労働政策審議会、国において議論されており、国の今後の対応を注視する。
2 働く女性の2人に1人はパートや派遣であり、低賃金につながっている。パートタイム労働法や労働者派遣法を改正し、「均等待遇」の原則の明記を求めること。	労働関係法令の改正については、労働政策審議会、国において議論されており、国の今後の対応を注視する。
3 配偶者控除の縮小・廃止に反対し、生計費非課税原則の徹底を求めること。	配偶者控除の見直しについては、政府の税制調査会において議論されているところであり、国の今後の対応を注視する。
4 妊娠・出産による解雇、嫌がらせ（マタニティーハラメント）根絶のため、労働基準法や男女雇用機会	労働関係法令についての調査、指導は労働局の専権事項であるため、要望があったことについて労働局に伝え、必要に応じて労働局に協力する。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
均等法の禁止事項徹底のため、違反した企業名の公表など罰則強化を求めること。	
5 男女ともに育児休暇制度が利用しやすくなるよう、所得保障は父母それぞれに3ヶ月100%、保育所入所ができない場合は育児休業の1年以内の延長を可能にするなど、制度の拡充を求めること。非正規雇用労働者の育児休暇は、子どもが2歳までの雇用継続の有無を条件にするのではなく、6ヶ月以上の勤務で認めるよう求めること。	労働関係法令の改正については、労働政策審議会、国において議論されており、国の今後の対応を注視する。
6 残業の子育て期の免除、短時間勤務制度は小学校入学まで、深夜労働免除は中学校入学前まで請求できるよう求めること。	労働関係法令の改正については、労働政策審議会、国において議論されており、国の今後の対応を注視する。
7 ひとり親家庭の生活を支える児童扶養手当の支給開始後5年後に半減する措置の撤回と、支給額の引き上げ、所得制限の見直し、多子加算の引き上げを求めること。	児童扶養手当制度については、国が責任を持って制度設計すべきものであり、平成26年12月からは公的年金との併給制限が緩和されるなどの改正が予定されていることから、制度内容等に関して国へ要望することは考えていない。
8 結婚歴のないシングルマザーも寡婦控除の対象とするよう求めること。寡婦控除の対象となる以前にも、寡婦控除みなし適用をし保育料や公営住宅等、各種公共料金の算定に反映できるよう求めること。	<p>[寡婦控除部分] 寡婦控除を始めとする所得控除については所得課税の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきである。</p> <p>[保育料部分] 保育所の保育料設定については、各市町村が財政状況や地域の実情を踏まえて個々に判断されることであり、県として市町村に寡婦控除みなし適用を一律に求めることは考えていない。</p> <p>[公営住宅部分] 県営住宅の家賃算定は、公営住宅法で定められているものであり変更することはできないが、独自に減免措置を設けてみなし適用を行っている事業主体もあるので、今後、検討する。</p>
9 民法を改正し、選択的夫婦別性の導入を求めること。	国における制度改正に関する議論を注視する。
10 家族従業者に支払う給与を経費として認めるため、所得税法56条の廃止を求めること。	家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきである。
11 県職員は、計画的に女性採用や登用をすすめること。	女性の採用や登用については、地方公務員法の規定（平等取扱の原則、成績主義）を踏まえた上で、先進的な取組に努めているところであり、引き続き積極的かつ着実に取り組んでいく。
【子育て】	
1 子ども子育て支援新制度	

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>保育所は短時間保育8時間、標準保育時間11時間で保育料が違うがどの程度の差があるのか、早出・残業などでどの程度の延長保育料が生じるか、説明のない園がある。各園できめこまやかな説明会をし、保護者の不安をなくすよう市町村に求めること。</p>	<p>県及び各市町村のホームページや広報誌等を活用し周知を行うとともに、各市町村においては、施設長会や住民説明会を、また各施設においても保護者説明会などを随時開催し、保護者への制度周知に取り組まれているところであり、県も要請に応じて職員を派遣するなど説明に努めている。新制度への円滑な移行に向け、引き続き、市町村及び各施設と連携し、保護者への制度周知に取り組む。</p> <p>なお、勤務時間帯との関係から保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱いについては、延長保育事業との関係も含めて、国において現在検討中であり、保護者に対して具体的な説明ができない状況であることから、国に対し早期の方針の明示を求めている。</p>
<p>2 窓口負担をなくし、小児医療費完全無料化をすすめること。</p>	<p>小児医療費については、平成23年12月29日に開催された「国と地方の協議の場」において、社会保障4分野の地方への配分が合意された中で、地方単独事業に整理されているが、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度を創設するよう、全国知事会を通して、平成25年8月8日に国へ働きかけを行い、本県としては今年度も7月9日に国へ要望した。</p>
<p>【介護・医療・福祉】</p>	
<p>1 介護保険</p>	
<p>①年金生活者は年金が減らされて介護保険料の負担がいつそう重くなった。保険料軽減に県が支援すること。</p>	<p>所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、平成27年度から、現行の保険料6段階から9段階への見直しが行われるとともに、所得の低い世帯非課税世帯については、新たに公費による軽減制度が導入され、更なる負担軽減が実施される。県は軽減に要する費用の1/4を負担する。</p>
<p>②介護保険の保険料区分をふやすよう求めること。</p>	<p>(公費負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)</p>
<p>③一定所得以上の利用料2割引き上げに反対すること。</p>	<p>保険料の上昇を抑えるとともに、現役世帯の過度な負担を避けるため、一定以上の所得のある高齢者の利用料負担を2割とするものであり、今後、介護保険制度を維持するためには必要であることから、反対することは考えていない。</p> <p>なお、高額介護サービス費制度で利用者負担の月額上限額が設けられており、利用者の負担が必ずしも2倍になるものではない。</p>
<p>④米子市では特別養護老人ホームを3か所ふやす計画にふみだしたが、これ以上の介護保険料の引き上げは高齢者の生活がなりたたない。建設費の国庫補助を求めること。</p>	<p>特別養護老人ホームの建設費用は、介護保険費用から賄われておらず、保険料の引き上げには結びつかない。</p> <p>なお、定員29名以下の地域密着特別養護老人ホームの整備に対する国庫補助制度については、現在、国で検討されている。30名以上の特別養護老人ホームについては、三位一体改革の際に税源を含め県に移譲されていることから、国庫補助金の復活を国に要望することは考えていない。</p>
<p>2 国民健康保険</p>	
<p>①国の責任を放棄させる国民健康保険の広域化に反対し、国の抜本的な財政支援強化を求めること。</p>	<p>平成25年8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を受けて、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律が、昨年12月5日に可決され、平成27年通常国会に改革法案の提出を目指すこととされた。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>これを受けて国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場(国保基盤強化協議会)が本年1月から行われており、8月8日に議論の中間整理がされ、10月下旬から後半の議論が始まったところであり、今後、中間整理で示された論点についてさらに議論を深めていく予定とされている。</p> <p>県としては、国が地方の意見を十分に聴き、国保の構造的な問題への方策が示されるのであれば、高齢化、低所得者の増加といった課題を抱える市町村国保の抜本的な改革の必要性に異存はなく、現時点で「都道府県単位化」に反対することは考えていない。</p> <p>なお、国保が抱える財政上の構造問題の解決を図ることが、今回の改革の前提条件であることを踏まえ、国が財政責任を果たすようしっかりと意見を言っていく。</p>
<p>②国保料率は市町村で判断できるから広域化という誘導に乗せられないこと。</p>	<p>平成26年10月29日に開催された第83回社会保障審議会医療保険部会で示された、国保の財政運営、保険料の賦課・徴収の仕組みの案では、市町村が保険料の算定方式や保険料率を定めることができることとされている。</p> <p>これは、被保険者に対する保険料水準のあり方について、市町村の判断を尊重するもので地方分権の観点からも適当と考える。また、市町村の保険料収納へのインセンティブの確保のための必要な仕組みであり、広域化という誘導に結びついているものではない。</p>
<p>③国保料の引き下げのため、県独自の財政支援をすること。</p>	<p>国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>④国保の都道府県単位の全医療費の共同事業は、財政調整交付金の補てんを継続すること。</p>	<p>国民健康保険法の一部改正により、平成27年度から保険財政共同安定化事業の事業対象が、現在のレセプト1件30万円超の医療費から全医療費に拡大される。それに伴い、拠出超過となる市町村に対して都道府県調整交付金による財政支援を行う。</p>
<p>3 岡山大学病院三朝医療センター</p>	
<p>①岡山大学病院三朝医療センターは、鳥取県中部圏域及び岡山県北地域の住民にとって重要な地域医療資源であり、存続と機能回復が求められている。入院機能の回復を求め、今後の医療ビジョン計画作成にあたり病床削減を押し付けないこと。外来診療を継続すること。</p>	<p>地域医療ビジョンの策定に当たっては、稼働していない病床の削減など、医療法により県に一定の権限が付与されているところであるが、従来から医療提供体制については関係者としてしっかりと協議して進めているところであり、地域医療ビジョンの策定に当たっても、三朝医療センターが所在する中部保健医療圏の関係機関等と協議の場を設け、十分にコミュニケーションをとりながら、意見調整をして地域の実情にあったものにしていく。</p>
<p>②平成23年12月、「岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会」の提言は関係者によって正式に了承されたが、提言の意欲的な追及がされていない。実現のため県が力を尽くすこと。とりわけ「地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、地域への貢献を図る」は重要で、医療センターの前身である「岡山医大温泉研究所」は研</p>	<p>岡山大学病院三朝医療センターについては、岡山大学が同センターの存続を決定した際の基本方針を踏まえ、同センターの診療機能の維持・存続を支援するとともに、「同センターの医療機能と同大学の地球物質科学研究センターの物質科学の研究が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想」が確実に実現されるよう、同大学を支援することを、繰り返し国へ要望している。今後も、必要に応じて地元関係者などと国へ要望する。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>究目的に設置されており、地元もそのために土地を無償提供してきた経過がある。地域貢献の研究機関としての発展と医療・病床機能の充実をセットで推進すること。</p>	
<p>4 医療保険</p>	
<p>①後期高齢者医療では現在、年金収入で250万円以下の世帯を対象として特例として保険料を最大9割軽減をしているが、厚労省はこの特例措置をなくし810億円の医療費を削減する案を提案している(対象は865万人)。また元会社員や会社員の夫を亡くした妻ら単身高齢者(年金収入80万円以下)で月370円から1120円へ一挙に3倍に上がり、入院給食費も自己負担を一食あたり200円を460円とするなど医療費削減のため入院患者を追い出そうとしている。</p> <p>また現役世代に対しても、保険料算定月収の上限引き上げ、健康保険料率引き上げ、国民健康保険料の課税限度額の引き下げなど提起している。高齢者も現役世代も負担増の医療保険制度の大改悪に反対すること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであり、見直しについて反対することは考えていない。</p> <p>また、入院時食事療養費・生活療養費の見直しは、療養の範囲の適正化・負担の公平の確保のため必要なものと考えており、見直しについて反対することは考えていない。</p> <p>さらに、現役世代に対する健康保険や国民健康保険の保険料負担の上限額の引き上げについては、保険料負担の公平を図る観点から見直されるものであり、公平の確保のために必要なものと考えており、これらの見直しについても反対することは考えていない。</p>
<p>②後期高齢者医療保険制度で事実上の保険証の取り上げとなる資格証明書の発行はやめること。</p>	<p>平成20年度に後期高齢者医療制度が始まって以来、鳥取県後期高齢者医療広域連合において被保険者資格証明書は発行されていない。</p>
<p>5 障がい者</p>	
<p>障がい者の医療費を元の無料に戻すこと。せめて入院給食費を無料とすること。県が通院のための交通費補助をすること。</p>	<p>特別医療対象者(障がい者)の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定し、持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入に当たっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して既に一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。</p> <p>入院時における食事療養費に係る助成については、負担の公平を図る観点から助成を廃止したものであり、助成の復活は考えていない。</p> <p>交通支援制度の充実については、まずは事業者や障がい者施策の実施主体である市町村において検討すべきと考える。</p>
<p>6 生活保護・貧困</p>	
<p>①政府は昨年8月、今年4月に生活保護基準を引き下</p>	<p>生活保護基準については地方の実態を十分考慮するようこれまで国に要望を行っているが、同基準</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>げ、さらに27年4月にさらなる引き下げを計画しているが、これ以上の引き下げは憲法25条にも反するものです。引き下げ中止、保護基準をもとに戻すよう求めること。</p>	<p>は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>②住宅扶助費は現行でも低く、家賃を生活扶助費からやむなく捻出している世帯もある。いまでも劣悪な住居に住まざるを得ない状況にあり、住宅扶助費の引き下げをしないよう求めること。</p>	<p>住宅扶助費を含め、生活保護基準については地方の実態を十分考慮するようこれまで国に要望を行っているが、同基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>③消費税の引き上げで、保護世帯の暮らしもいっそう厳しさを増している。冬を目前にして不安視されている暖房代負担増について、福祉灯油を実施すること。</p>	<p>原油価格が高値で推移している状況については、全国的な課題であり、まず国で対策を検討すべきと考えており、県として助成を行うことは考えていない。</p>
<p>④保護世帯の子どもが高専の専攻科に進学すると、制度上生保からはずされるが、奨学金やバイト代で学費は納められても、生活はできないため、残っている保護世帯の生活費をあてにしなければならない。保護世帯であっても学問を保障することが貧困の連鎖を断つことでもあり、卒業するまでの間、子どもの保護を継続できるよう国に制度改正をもとめること。</p>	<p>高等学校や高等専門学校については就学しながら保護を受けることが可能であるが、高等専門学校の専攻科を修了すると、大学卒業と同等な資格が与えられることから、現在のところ生活保護を受けながら就学することは認められていない。</p> <p>本県においても大学等の進学率が40%程度で推移していることを踏まえると、高等専門学校専攻科卒業までを生活保護制度において保障することを国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑤鳥取市のケースワーカーは定数に3人不足しているままである。定数を守るようもとめること。</p>	<p>鳥取市に対しては今年度の生活保護法施行事務監査において、ケースワーカーの所定人数の確保に努めるよう指摘を行っている。</p>
<p>⑥27年4月から生活困窮者自立支援制度が実施される。サポートセンターの設置は生活保護に至るまでに困窮者の相談をワンストップで受け、伴走型で自立にむけ支援するというのがうたい文句であるが、福祉事務所直営か、市町村社協委託かは市町村に任されている。生活保護申請希望をもつ相談者が、申請を制限・抑制されることのないよう配慮すること。県社協のモデル事業をふまえ、窓口となる人材育成に力をいれること。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度の円滑な立ち上げ、人材育成等を図るため、国のモデル事業を活用し、鳥取県社会福祉協議会に「とっとりパーソナルサポートセンター」を平成25年11月25日に開所し、事業の試行や関係機関とのネットワークの構築、国の相談員研修への参加等を行い、これらの活動により得られたノウハウを市町村及び市町村社会福祉協議会に伝える研修を開催するなど、市町村の体制整備に対する支援を行っている。</p> <p>事業の実施方法については、市町村が地域の実情に応じて検討すべきと考えているが、生活保護が必要な場合には確実に生活保護につなぐよう、県社会福祉協議会及び各市町村に周知している。</p> <p>法施行後の平成27年度も、市町村において事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、相談・助言等の技術的支援や人材育成のための研修の実施等について、平成27年度当初予算において検討する。</p>
<p>【教育】</p>	

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>1 中央教育審議会が小中学校で行われている教科外の道徳を「教科化」することを答申した。これまで道徳を教科外としてきたのは、道徳という内面にかかわる問題で検定教科書を使って教え込み、評価を行うことは憲法の「思想・良心の自由」を侵すもので許されなかったためである。戦前の道徳教育が「修身」と称して「教育勅語」で定めた軍国主義国家の「道徳」を教え込んだという反省から戦後は教化とせず教育活動全体を通じて行うものとされてきた。今回の答申は「いじめ問題への対応」を強化の理由に挙げているが、競争教育こそ問題であり、「規範意識」の名のもとに安倍政権の「海外で戦争する国づくり」の「愛国心」という特定の価値観の押しつけは許されない。道徳教科化の動きに反対すること。</p>	<p>児童生徒が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることはとても重要である。 本年10月、中央教育審議会において「特別の教科 道徳（仮称）」として位置づける内容の答申があったところであり、今後の国の動きを注視する。</p>
<p>2 OECDの最新調査で国や地方自治体による教育への公的支出のGDPに占める割合が、日本は比較できる加盟32か国中最下位（5年連続）であることが明らかになった。安倍政権は高校授業料無償化を廃止し、35人学級の計画を小学1年でやめるなど公的支出を増やすことに逆行している。この度財務省が35人学級をやめ元の40人学級に戻すよう迫っているが、教育現場の実態を顧みない政府の姿勢があらわになった。35人学級の早期完全実施を求めること。</p>	<p>本県では、小・中学校の全ての学年において少人数学級を導入し、学習面及び学校生活面において成果をあげているところであり、これまでも少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など必要な教職員体制の整備について国に対して要望してきたところである。 引き続き、国に対して、現行の小学校1年生の35人学級の堅持はもとより、少人数学級の拡充について要望する。</p>
<p>3 鳥取県の少人数学級を来年度に向け、30人学級をさらに小中全学年にひろげること。</p>	<p>本県では、全国に先駆けて平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、平成15年度から中学校1年生で33人以下学級を、さらには平成24年度からは他の学年においても独自に35人以下学級を実施したところであり、まずはこの取組の充実に努める。</p>
<p>4 聾学校の人事異動は教員の意向もつかみながら、専門性と経験を積み上げられるよう計画的に実施すること。</p>	<p>従前から教員の意向も踏まえながら、聾教育の専門性等に考慮した人事異動を行っている。</p>
<p>【環境・エネルギー・その他】</p>	
<p>1 中海の環境修復 ①中海干拓・淡水化事業が中止されて12年、森山堤防が開削されて5年半経とうとしている。この間の報告でも中海の水質は改善されていないばかりか、</p>	<p>大海崎堤防の一部開削等については、「中海会議」において、両県の協定書締結（平成21年12月）以降の、中海全域の水質の継続的な変化について、科学的データに基づき協議した上、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合において、幅広く適切な対策を検討する中の一つと</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>さまざまな事業が継続的になされていることを考慮すれば、むしろ悪化しているといってもよい。鳥取島根両県知事の合意文書では『継続的な変化』としているが、「改善されなければ」というのが当時の片山知事の議会や記者会見の一連の発言である。『継続的な変化が生じていない』ということは「汚れているままだ」ということであり、森山堤防で一部開削の実証試験が行われたように、大海崎堤防の一部開削実証試験を調査項目に入れるよう求めること。</p>	<p>して検討されるものと考える。 なお、大海崎堤防は島根県の県道であるため、島根県との共同作業及び共通理解が必要である。 引き続き、モニタリングの強化等も検討しながら、科学的データを積み上げて、汚濁システムの解明や水質改善に向けて議論する。</p>
<p>②この間、アオコの発生や赤潮の影響があったとしても、5年間に見られた中間報告をすべきだが、この先同じ状況が5年続いても漫然と同様な事業の繰り返しのおそれがある。いつ中間のまとめをするのか方向性を県民に示すこと。</p>	<p>現在、島根県と共同して第6期水質保全計画の策定中であり、併せて、第5期水質保全計画の取組について、分析・評価を行っている。 森山堤防の一部開削による水質変化等については、本庄水域では、中海本体と同様に明瞭な塩分躍層が形成され、夏季に底層の貧酸素の期間が長期化する傾向を確認している。その他の水域では、開削の影響と考えられる水質の継続した傾向は確認していない。 今後は、よりの確に中海の水質の状況が把握できるよう、専門家を含めた、モニタリング体制の検討やこれまで蓄積された水質等のデータの分析・評価の実施を検討する。</p>
<p>2 産業廃棄物処分場</p>	
<p>紛争防止条例の対象になる処分場予定地周辺6自治会の賛否はどうかの議会等の質問について「住民の意見に基づく利害調整、意見調整を行っていく条例の手続きをすすめる」という生活環境部長の答弁である。賛否についてどのような手段で最終的な住民の意思を確認し、判断するのか、明確に示すこと。</p>	<p>産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例に基づき、事業者は関係住民の理解を得るように努めることとされ、事業計画書の縦覧や説明会の開催、関係住民・関係自治会から提出された意見書に対して見解書を作成し周知するなどの手続を行うこととされている。 この条例の手続において、県は、①説明会の開催状況を把握するため説明会に職員を立ち合わせる、②住民からの意見書と事業者の見解書の内容を確認する、③関係市町村長に周知内容について意見を求める、④関係自治会の会長や意見書を提出した関係住民から事業計画の理解の状況を直接確認することにより、地域住民の理解状況を把握することとしている。 この確認内容や事業者から提出される説明会の状況、疑問・要望等の対応状況をまとめた実施状況報告書を基にして、廃棄物処理や大気、水環境の専門家、弁護士、調停に関する知識を有している方などで構成する廃棄物審議会の意見も聴き、関係住民の理解が得られているのか、事業者の対応が十分であるのかを判断することとしている。 また、事業者の説明は十分になされているが関係住民の理解が得られていないと判断した場合、事業者や関係住民からの求めに応じて、双方の論点を整理し、廃棄物審議会で意見を聴きながら意見調整を図っていくこととしている。</p>
<p>3 再生可能エネルギー</p>	
<p>①九州電力が再生エネルギー発電設備の接続の申請が</p>	<p>地球温暖化防止等に向けた実行計画として「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、自然</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>急増したことを理由に、系統連系が間に合わないことや、電力の安定供給に影響があるとして、すでに申し込みをしている事業者をふくみ、新規申し込みに対する回答保留をした。保留はいつまでかかるのかもわからず、一気に不安が広がり混乱を招いている。このような事態は想定できるものであり、電気事業者としての責任は重大である。すでに電力5社が買い入れを中止している。中国電力管内でも太陽光発電をはじめとして再生可能エネルギーが推進されているが、このような事態になる不信感ができれば再生可能エネルギー推進の足止めになりかねない。国が責任を持って方向性を持ち、再生可能エネルギーの推進をするよう求めること。</p>	<p>の恵みを活かして各種の再生可能エネルギーの導入を進める『緩やかなエネルギー革命』を進めているところである。九州電力を始めとする電力各社の動向は、本県の進める政策にも影響を与えるものと認識していることから、事態の早期対応と再生可能エネルギーの導入拡大を全国知事会や自然エネルギー協議会を通じて要望しており、引き続き働きかける。</p>
<p>②再生可能エネルギーでは太陽光や風力発電に比べ地熱、バイオマス発電が安定的な発電といわれている。鳥取県内は温泉も多く地熱発電の可能性も大きい。民間と衛生環境研究所と連携し、地熱発電の研究を検討すること。</p>	<p>温泉熱発電については、その温度や資源量で可能性の高い東郷温泉と皆生温泉で既に実施に向けた具体的な取組を開始し、小規模ながら東郷温泉では今年度着手する予定となっている。今後もこれらの地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入事業に取り組む。</p>
<p>4 県営住宅の募集 県営住宅の募集内容・時期について、多くの県民は知る機会がない。県民にひろく広報するよう検討すること。（現在は募集する住宅があれば下旬に問い合わせることになっているが知らない人が多い）</p>	<p>県営住宅の募集については、募集資料を県庁、総合事務所、県住宅供給公社各事務所に配架し、県及び県住宅供給公社のホームページに掲載するとともに、月末には翌月の募集戸数を新聞に掲載して広報している。 県営住宅は、退去により住宅に空きが出れば、速やかに住宅困窮者の入居を図るため、毎月募集しており、より県民の目に触れやすい県政だよりや新聞等の広報媒体を通じて、募集期間が毎月初めの5日間であることについて広く周知する。</p>
<p>5 国府町プレイランド跡地の産廃不法投棄 地域住民の声を尊重し、引き続き試掘調査を行うこと。</p>	<p>住民が試掘要望している箇所については、引き続き土地管理者に対し粘り強く試掘に向けた働き掛けを行うとともに、周辺の水質調査を継続的に実施し、地元住民に報告する。</p>